

会員規約

日本神学研究センター 規約(会則)

(名称)

第1条 本センターの名称を「日本神学研究センター(Japan Center of Theological Inquiry)」と称す。

(所在地)

第2条 本センターは、東京都大田区池上1-19-35 日本基督教団大森めぐみ教会内に置く。

(目的)

第3条 本センターは、神学研究と教育の振興と普及、『歴史神学研究』の発行、諸教会の情報交換等を目的とする。

(会員)

第4条 本センターの会員は、本センターの目的を理解し、会員となる願いが出されて、本センターで承認された者をいう。

(役員)

第5条 本センターには、以下の役員を置く。役員は、総会において選挙で選出される。

- I. 会長 1名
- II. 副会長 2名
- III. 主事 1名
- IV. 会計 1名
- V. 監事 1名

(役員の仕事)

第6条

- I. 会長は、本センターの代表者として、本会の活動全般を統括する。
- II. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- III. 主事は、本センター運営の実務を遂行する。
- IV. 会計は、本センターの会計を掌握するとともに、総会の決議によって財産管理にあたる。
- V. 監事は、本センターの会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(運営)

第8条 本センターの総会は年1回7月に開催し、役員の変更、年間計画、決算報告、予算などについて審議する。

(会費)

第9条 会費は、年額1000円とし、会計に納める。

(変更)

第10条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば、変更できる。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は、2021年7月1日とする。

附則 本センター会則は、2022年4月1日から適用する。